平成30年２月

平成30年第１回神奈川県議会定例会

文 教 常 任 委 員 会 報 告 資 料

教 育 委 員 会

目　　次

Ⅰ　本庁機関の再編について ―――――――――――――――――――――――――――――― 1

Ⅱ　新まなびや計画の進捗状況について ―――――――――――――――――――――――――― 4

Ⅲ　神奈川の教員の働き方改革について――――――――――――――――――――――――――6

Ⅳ　「神奈川県食育推進計画」改定案について ――――――――――――――――――――――16

Ⅴ　「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）」
の神奈川県の結果について――――――――――――――――――――――――――――――――21

Ⅵ　ＳＮＳを活用したいじめ相談体制構築に向けた予備的調査の概要について――――――――29

Ⅶ　川崎図書館の今後の運営等に係る見直しについて――――――――――――――――――――33

Ⅷ　民俗芸能の記録保存調査について――――――――――――――――――――――――――――36

Ⅰ　本庁機関の再編について

平成29年第３回定例会で改正した神奈川県局設置条例に基づき、平成30年４月１日に次のとおり本庁機関を再編する。

＜現行＞	＜再編後＞
政策局 ・知事室 ・ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 ・総務室 ・政策部 　・総合政策課 　・土地水資源対策課 　・政策法務課 ・自治振興部 　・市町村課 　・広域連携課 　・地域政策課 ・ＩＣＴ推進部 　・情報企画課 　・情報システム課 ・基地対策部 　・基地対策課	政策局 ・知事室 ・ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 ・総務室 ・政策部 　・総合政策課 　・土地水資源対策課 　・情報公開広聴課 　・ＮＰＯ協働推進課 　・政策法務課 ・自治振興部 　・市町村課 　・広域連携課 　・地域政策課 ・基地対策部 　・基地対策課
総務局 ・総務室 ・組織人材部 　・人事課 　・行政管理課 　・職員厚生課 　・文書課 ・財政部 　・財政課 　・税制企画課 　・税務指導課 ・財産経営部 　・財産経営課 　・施設整備課 　・庁舎管理課	総務局 ・総務室 ・組織人材部 　・人事課 　・行政管理課 　・職員厚生課 　・文書課 ・財政部 　・財政課 　・税制企画課 　・税務指導課 ・ＩＣＴ推進部 　・情報企画課 　・情報システム課 ・財産経営部 　・財産経営課 　・施設整備課 　・庁舎管理課

＜現行＞	＜再編後＞
安全防災局 └ 総務室 └ 安全防災部 　├ 災害対策課 　├ 危機管理対策課 　├ 消防課 　├ 工業保安課 　└ くらし安全交通課	くらし安全防災局 ├ 総務室 ├ 防災部 　├ 災害対策課 　├ 危機管理対策課 　├ 消防課 　└ 工業保安課 └ くらし安全部 　├ くらし安全交通課 　└ 消費生活課
県民局 ├ 総務室 ├ くらし県民部 　├ 人権男女共同参画課 　├ 情報公開広聴課 　├ ＮＰＯ協働推進課 　├ 文化課 　├ 国際課 　└ 消費生活課 └ 次世代育成部 　├ 次世代育成課 　├ 子ども家庭課 　├ 子ども支援課 　├ 青少年課 　└ 私学振興課	＜廃止＞
＜新設＞	国際文化観光局 ├ 総務室 ├ 国際課 ├ 文化課 └ 観光部 　├ 観光企画課 　└ 国際観光課
スポーツ局　（変更がないため省略）	
環境農政局　（変更がないため省略）	

＜現行＞	＜再編後＞
保健福祉局 総務室 保健医療部 医療課 医療保険課 健康危機管理課 県立病院課 健康増進課 がん・疾病対策課 保健人材課 福祉部 地域福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 共生社会推進課 生活援護課 生活衛生部 生活衛生課 薬務課	福祉子どもみらい局 総務室 人権男女共同参画課 子どもみらい部 次世代育成課 子ども家庭課 子ども支援課 青少年課 私学振興課 福祉部 地域福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 共生社会推進課 生活援護課 健康医療局 総務室 保健医療部 医療課 医療保険課 健康危機管理課 県立病院課 健康増進課 がん・疾病対策課 保健人材課 生活衛生部 生活衛生課 薬務課
産業労働局 総務室 産業部 産業振興課 企業誘致・国際ビジネス課 エネルギー課 中小企業部 中小企業支援課 商業流通課 金融課 観光部 観光企画課 国際観光課 労働部 労政福祉課 雇用対策課 産業人材課	産業労働局 総務室 産業部 産業振興課 企業誘致・国際ビジネス課 エネルギー課 中小企業部 中小企業支援課 商業流通課 金融課 労働部 労政福祉課 雇用対策課 産業人材課
県土整備局　（変更がないため省略）	

Ⅱ　新まなびや計画の進捗状況について

1　新まなびや計画の概要

(1)　概要と整備スケジュール

期間 項目	第１期 （H28～31）	第２期 （H32～35）	第３期 （H36～39）
耐震対策	小規模な補強が必要な約200棟の耐震化等		
老朽化対策	老朽化緊急対策 耐震化と併せた施設の老朽化対策 屋上防水等施設老朽化対策		
トイレ環境改善	第１期に全校でそれぞれ一棟以上整備　第２期までに約400棟で整備		
高校改革推進	再編・統合等に対応し、必要な校舎の増改築、改修		
特別支援学校施設整備	新校の整備、施設の耐震・老朽化対策		

(2)　整備事業費

平成28年度～39年度の12年間で概ね1,500億円

なお、毎年度の具体的な施設整備については、予算審議を経て事業計画や整備手法を検討する。

2　平成29年度の取組

(1)　耐震・老朽化対策

【調査・設計】鶴見高校など79校

（内訳：調査　大磯高校など73校
　　設計　鶴見高校など21校）

【耐震化工事】耐震補強工事 生田高校など９校（12棟）

建替工事　横浜明朋高校など３校（４棟）

【耐震化と併せた老朽化対策】柏陽高校など８校（11棟）

【老朽化緊急対策工事】茅ケ崎高校など30校

【仮設対応】鶴見高校など18校

(2)　トイレ環境改善

【整備工事】山北高校など32校（32棟）

(3) 高校改革推進

【調査・設計】横浜国際高校など５校

（内訳：調査　横浜国際高校など５校
　　設計　高浜高校など３校）

(4) 特別支援学校施設整備

【調査・設計】横浜北部方面特別支援学校など３校

（内訳：調査　小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室
　　設計　横浜北部方面特別支援学校など３校）

【整 備 工 事】秦野養護学校など２校

3　平成30年度の取組（平成30年度当初予算額16,382,393千円）

(1)　耐震・老朽化対策（10,464,105 千円）

【調査・設計】相模原高校など30校

（内訳：調査　追浜高校など30校
　　設計　相模原高校など21校）

【耐震化工事】耐震補強工事　二俣川看護福祉高校など16校（22棟）

建替工事　横浜明朋高校

【耐震化と併せた老朽化対策】鶴見高校など13校（19棟）

【仮 設 対 応】生田高校など30校

【除 却 工 事】平塚盲学校（旧女子寮）

(2)　トイレ環境改善（2,228,122 千円）

【整 備 工 事】横浜翠嵐高校など55校（70棟）

(3)　高校改革推進（678,623 千円）

【調査・設計】高浜高校など５校

（内訳：調査　吉田島高校など４校
　　設計　高浜高校など４校）

【整 備 工 事】高浜高校など３校

(4)　特別支援学校施設整備（3,011,543千円）

【調査・設計】小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室

【整 備 工 事】横浜北部方面特別支援学校など２校

Ⅲ　神奈川の教員の働き方改革について

1　これまでの経緯と趣旨

学校現場では、社会環境の変化に伴い、いじめ、不登校など、学校における課題が複雑化・困難化しており、教員の精神的・身体的負担も大きくなっている。

教員の働き方改革を進めるためには、現状の勤務時間の実態把握が必要であることから、県立学校に対して、平成29年９月から10月にかけて、県立学校勤務実態調査を実施し、その結果をもとに「県立学校教員の働き方改革にかかる懇話会」(座長：横浜国立大学教職大学院教授　野中陽一氏)を設置し、現場の教員からのヒアリングを含め懇話会の意見を聴取した。

また、教員の多忙化の一つの要因である部活動指導については、県高等学校体育連盟、県高等学校文化連盟等から意見を聴取するとともに、その対策について協議してきた。

あわせて、市町村立学校に対しても同様に、同年11月から12月にかけて、市町村立学校勤務実態調査を実施したところである。

一方、国においては平成29年12月26日に、文部科学大臣が勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置などの５項目を「学校における働き方改革に関する緊急対策」として決定した。

これらを踏まえ、教員の働き方改革を通じて、教員が子どもたちに向きあえる環境を整えていくために、「できることから、速やかに」の考えの下、平成30年度における取組や今後の教員の働き方改革に関する取組体制等に関して当面の方策のとりまとめを行う。

2　県立学校勤務実態調査の結果

平成29年９月から10月までのうち、調査対象校30校(高等学校23校、特別支援学校７校)で指定した７日間に実施した県立学校勤務実態調査の結果は、次のとおりであった。

(1) 教員１人当たりの１日の平均学内勤務時間とその主な業務内容

時間：分

勤務日	高等学校		特別支援学校	
	調査結果	超過分※	調査結果	超過分※
総括教諭・教諭	10:26	＋ 1:56	10:19	＋ 1:49
（うち児童・生徒の指導にかかわる業務）	(7:51)		(7:04)	
（うち学校の運営にかかわる業務）	(1:46)		(2:30)	
副校長・教頭	11:59	＋ 3:29	11:49	＋ 3:19
（うち児童・生徒の指導にかかわる業務）	(0:30)		(1:38)	
（うち学校の運営にかかわる業務）	(10:14)		(8:47)	

※　８時間30分（１日当たりの正規の勤務時間：７時間45分＋休憩時間：45分）を超過する時間数

(2) 調査結果から明らかになった課題

ア　学校の運営にかかわる業務

総括教諭・教諭は、授業、生徒指導、部活動などの児童・生徒の指導にかかわる業務の合間や児童・生徒が下校した後に、校務分掌の業務、会議、会計処理など学校の運営にかかわる業務に従事しており、その１日当たりの平均時間数は、いずれの校種でも約２時間に及んでいる。

副校長・教頭は、学校の運営にかかわる業務だけで、いずれの校種でも正規の勤務時間を超える８時間以上となっている。

こうした学校の運営にかかわる業務の中には、資料のチェックや金融機関への往復など教員以外でも対応可能な業務が含まれている。

このため、今後は、こうした教員以外の者でも対応可能な業務について、教員以外の者が担うことの検討が必要である。

イ　児童・生徒の指導にかかわる業務

(ｱ) 高等学校の生徒指導（個別）にかかる業務

児童・生徒の指導にかかわる業務の中には、相談、カウンセリングなどの生徒指導（個別）があり、総括教諭・教諭が従事している１日当たりの平均時間数は、24分となっている。

こうした生徒指導(個別)にかかる業務の中には、複雑・困難な問題を抱えている事例もあり、総括教諭・教諭だけでは対応が難しく、さらに長時間に及ぶことも少なくない。

このため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門人材を活用することの検討が必要である。

(ｲ) 高等学校の部活動にかかる業務

児童・生徒の指導にかかわる業務の中には、部活動にかかる業務がある。

総括教諭・教諭が部活動にかかる業務の１日当たりの平均時間数は、勤務日では39分、週休日・休日では１時間32分となっている。特に、週休日・休日においては、ほとんどの時間を占めている。

このため、教員の負担軽減等の観点から、部活動休養日の設定や、部活動指導員など外部の専門人材の活用の検討が必要である。

3　県立学校教員の働き方改革にかかる懇話会からの意見

(1) 現状等に関する意見

ア　様々な教育課題に対する組織的な取組の推進

(ｱ) 教員以外の専門スタッフの活用

果たしている役割の重要性に鑑み、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部人材の配置が重要である。

(ｲ) 業務アシスタントの配置拡大

配置の効果は十分に検証されたので、業務アシスタントの配置を拡大することが有効である。

イ　学校が行う業務の精選等による負担軽減

(ｱ) 学校が行う業務の精選

現場の負担軽減のために、さらに調査件数の縮減や調査依頼の方法の改善などを進めるべきである。

(ｲ) 部活動指導の教員関与のあり方について

・　休養日の設定は、生徒及び教員の双方に意義のある取組である。保護者や生徒の理解、県高等学校体育連盟などの団体と連携して進めることが重要である。

・　教員の負担軽減及び生徒の技術力の向上と事故防止のために、部活動指導員を導入することが重要である。

ウ　ＩＣＴの活用による校務処理の一層の迅速化、効率化の促進

・　業務の効率化につながる一人１台パソコンの整備を進める必要がある。
・　ＩＣＴを積極的に活用できる環境の整備についても検討することが重要である。

エ　誰もが働きやすい職場環境づくりの推進

・　県立学校勤務実態調査の結果などから確認された勤務時間の管理方法や、休憩時間の確保については、今後の課題として、検討する必要がある。
・　特別支援学校における学校警備員の配置を検討する必要がある。

オ　その他、教員の意識改革等

教員の標準的な職務内容を示すことの検討や働き方改革を進めていく上で必要な教員の意識改革など、今後の課題として検討することが重要である。

(2) 今後の課題に対する意見

県立学校勤務実態調査の調査結果については、深刻な状況と受け止め、できることから早急に対応すべきである。その一方で、中央教育審議会など国の動向を引き続き注視していく必要がある。

平成30年度は、上記の趣旨から、具体的な対応は当面の方策とし、新たな検討組織を立ち上げて、さらに県立学校教員の働き方改革に向けた総合的・抜本的な対策の検討を行っていく必要がある。

検討に当たり、県教育委員会や現場教員の視点だけではなく、対策への理解、協力が必要となる生徒や保護者、地域の視点も重要となってくる。

また、当面の方策として環境整備を行うだけではなく、国の動向を踏まえて、教員が担うべき標準的な職務の範囲を検討しながら、教員の勤務時間に関する意識改革を進めるとともに、

時間外勤務の抑制や勤務時間管理の方策などについても検討を行っていく必要がある。

4　市町村立学校勤務実態調査の結果

平成29年11月から12月までのうち、調査対象校90校（小学校60校、中学校30校）で指定した７日間に実施した市町村立学校勤務実態調査の結果は、次のとおりであった。

(1) 教員１人当たりの１日の平均学内勤務時間とその主な業務内容

時間：分

勤務日	小学校		中学校	
	調査結果	超過分※	調査結果	超過分※
総括教諭・教諭	11:15	＋ 2:45	12:03	＋ 3:33
（うち児童・生徒の指導にかかわる業務）	(9:07)		(9:55)	
（うち学校の運営にかかわる業務）	(1:17)		(1:21)	
教頭	12:05	＋ 3:35	12:06	＋ 3:36
（うち児童・生徒の指導にかかわる業務）	(1:44)		(1:07)	
（うち学校の運営にかかわる業務）	(7:50)		(8:20)	

※　８時間30分（１日当たりの正規の勤務時間：７時間45分＋休憩時間：45分）を超過する時間数

(2) 調査結果から明らかになった課題

ア　児童・生徒の指導にかかわる業務

(ｱ) 総論

総括教諭・教諭は、いずれの校種においても児童・生徒の指導にかかわる業務だけで正規の勤務時間を超える９時間以上となっている。

このため、児童・生徒の指導にかかわる業務の効率化等について、どのような対策が適切か、検討が必要である。

(ｲ) 生徒指導(個別)にかかる業務

児童・生徒の指導にかかわる業務の中には、相談、カウンセリングなどの生徒指導(個別)があり、特に、中学校においては、総括教諭・教諭が従事している１日当たりの平均時間数は17分となっている(参考資料２　P10参照)。

こうした生徒指導(個別)にかかる業務の中には、校種を問わず、複雑・困難な問題を抱えている事例もあり、総括教諭・教諭だけでは、対応が難しく、さらに長時間に及ぶことも少なくない。

このため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門人材を活用することの検討が必要である。

(ｳ) 中学校の部活動にかかる業務

児童・生徒の指導にかかわる業務の中には、部活動にかかる業務がある。

総括教諭・教諭が部活動にかかる業務の１日当たりの平均時間数は、勤務日では34分、週休日・休日では２時間53分となっている(参考資料２　P10参照)。特に、週休日・休日においては、ほとんどの時間を占めている。

このため、教員の負担軽減等の観点から、部活動休養日の設定や、部活動指導員など外部の専門人材の活用の検討が必要である。

イ　学校の運営にかかわる業務

(ｱ) 総論

総括教諭・教諭は、授業、生徒指導、部活動など児童・生徒の指導にかかわる業務の合間や児童・生徒が下校した後に、校務分掌の業務、会議、会計処理など学校の運営にかかわる業務に従事しており、その１日当たりの平均時間数は、いずれの校種でも１時間以上となっている。

教頭は、学校の運営にかかわる業務だけで、いずれの校種でも８時間程度となっている。

このため、こうした業務の効率化等について、検討が必要である。

(ｲ) 会議・打合せ

学校の運営にかかわる業務のうち、職員会議・学年会などの会議にかかる業務及び個人の打合せにかかる業務を合計すると、いずれの校種でも、総括教諭・教諭は30分以上、教頭は１時間程度となっている(参考資料２　P10～11参照)。

このため、これらの会議・打合せの効率化について、検討が必要である。

5　当面の方策について(案)

平成30年度においては、県立学校及び市町村立学校に対して、以下の取組及び支援策を実施する。

(1) 県立学校に対する主な取組

県立学校教員の働き方改革にかかる懇話会からの意見を踏まえ、県立学校教員の働き方改革を推進していくため、次の取組を実施する。

ア　様々な教育課題に対する組織的な取組の推進

(ｱ) 教員以外の専門スタッフの活用

教員の負担軽減のため、ハイスクール人材バンクによるサポートティーチャー、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを増員し、外部の専門人材を活用する。

(ｲ) 業務アシスタントの配置拡大

平成29年度に県立学校15校にパイロット的に配置した業務アシスタントを県立学校全校(172校)に拡大し、教員以外でも担うことができる業務に関する負担を軽減する。

イ　学校が行う業務の精選等による負担軽減

(ｱ) 学校が行う業務の精選

県教育委員会においては、教員の負担軽減のため、学校に依頼する調査や照会、学校行事、会議や研修等について、その必要性を十分勘案し、代替方法の検討や業務の統廃合などの見直しを行う。とりわけ、県教育委員会が行う調査等に関して、平成29年度実績より２割削減を目標に、真に必要なものに厳選するとともに、依頼方法や内容について

見直しを行っていく。

各県立学校においては、業務の緊急性、重要性、期限等に応じ、計画的な校務の遂行などに努める。

(イ) 部活動指導の教員関与のあり方について

生徒のバランスのとれた生活と成長を促すとともに教員の負担を軽減するために、適切な休養日等の設定と、顧問を務めることができる「部活動指導員」の配置等を新たに行う。

a　部活動休養日の設定

県立高校の全ての部活動で、部の目標や運営方針を踏まえ、１年を通じて週平均２日以上の休養日を盛り込んだ「年間指導計画」を策定し、実施する。休養日は、年間52週と考え、平日及び週休日各52日以上に相当する休養日を設定し、その際、ひと月のうち、平日及び週休日に必ず休養日を設定する。

b　部活動指導員の導入

学校教育法施行規則の改正により、教員以外の者が「部活動指導員」として、大会、コンクール等の引率などの顧問の業務を担うことが可能となったことから、こうした外部人材を活用する。

ウ　ＩＣＴの活用による校務処理の一層の迅速化、効率化の促進

様々な校務について、これまで以上に迅速かつ効率的に処理し、校務にかかる教員の負担を軽減するために、一人１台パソコンの導入等の情報基盤を整備する。

(2) 市町村立学校に対する主な支援策

市町村立学校教員の働き方改革について、県教育委員会と市町村教育委員会が一層連携して取り組んでいくため、平成30年度は、次のような支援策を実施する。

ア　学校経営アドバイザーの派遣

学校の業務改善をアドバイスする学校経営アドバイザーを小・中学校のいずれか計５校のモデル校へ派遣する。

イ　部活動休養日の設定の促進

市町村立学校については、国が現在策定を進めている「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」(以下、「ガイドライン」という。)に則った県教育委員会の指針を示し、部活動休養日等の設定が行われるよう、市町村教育委員会等と連携して取り組んでいく。

ウ　部活動指導員の配置支援(中学校対象)

ガイドラインに則った県教育委員会の指針に準じて、部活動の適切な運営のための整備を進めている政令市を除く市町村教育委員会に対して、部活動指導員の配置について支援する。

エ　教員以外の専門スタッフの活用

教員の負担軽減のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、外部の専門人材を活用する。

6　今後の総合的・抜本的な対策について

(1) 検討に当たり考慮すべき事項

今後の教員の働き方改革に関する総合的・抜本的な対策を進めていくに当たり、以下の事項を考慮する必要がある。

ア　国の動向

平成29年12月中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」に関する中間まとめがなされ、文部科学大臣は、同月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を決定した。現在、中央教育審議会において、時間外勤務の抑制等について議論が続けられており、今後も引き続き国の動向を注視し、かつ、それを踏まえた対策を実施する必要がある。

イ　市町村教育委員会との連携

市町村立学校教員に関して、今後の総合的・抜本的な対策の検討を行うに当たり、学校の設置者であり、かつ、教員の服務監督権限を有する市町村教育委員会と連携して検討していく必要がある。

ウ　生徒・保護者の視点

教員の働き方改革が目指すべきものは、教員の負担軽減を通じて、教育の質を向上させることであるから、生徒及びその保護者の視点が対策に反映される必要がある。

エ　現場の教員の意見

教員の働き方改革を検討するに当たり、当事者である現場の教員の意見を踏まえる必要がある。

オ　教員の意識改革

教員の働き方改革を進めるに当たり、管理職も含めた教員一人ひとりが勤務時間を意識した働き方を行うべく、教員の意識を改革する必要がある。

(2) 今後の推進体制について

ア　教員の働き方改革に関する検討協議会(仮称)の設置

学識者、市町村教育委員会、学校長、ＰＴＡ、職員団体等から構成される協議会を設置し、県立学校教員及び県所管の市町村立学校教員の働き方改革に関する総合的・抜本的な対策の検討を行う。

Ⅳ　「神奈川県食育推進計画」改定案について

平成25年３月に策定した「第２次神奈川県食育推進計画（平成25年度～平成29年度）」について、計画期間が満了するため、学識経験者、関係団体の代表等で構成される「かながわ食育推進県民会議」の意見や、平成28年３月に改定された国の第３次食育推進基本計画を踏まえ、平成30年度を初年度とする新たな計画を策定することとし、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

１　これまでの経過

平成29年12月　厚生常任委員会他関係常任委員会に計画素案を報告

平成29年12月～平成30年１月　素案に対するパブリック・コメントを実施

平成30年２月　かながわ食育推進県民会議を開催

２　改定の概要

(1)　改定の趣旨

将来にわたり健康で長生きできる社会の実現を目指し、県と市町村、県民、団体、事業者が連携を図り、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針を策定する。

(2)　計画の位置付け

食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画であり、今後の本県の食育推進の方向性、目標等を定めるとともに、県が取り組むべき施策を明らかにするものである。

(3)　計画期間

平成30年度から平成34年度までの５年間とする。

(4)　対象区域

県内全市町村とする。

(5)　改定の考え方とポイント

ア　神奈川県が目指す食育の方向

(ｱ)　基本理念

未病を改善するための重要な要素である「食」について、県民一人ひとりが医食農同源の健康観など食に関する理解を深め、健全な食生活を実践することにより、誰もが元気に笑顔で、長生きできる神奈川を目指す。

(ｲ)　基本方針

基本理念を実現するため、３つの基本方針を掲げ、県民が自ら実践する食育の推進に取り組む。

a　健康な「体」をつくる

b　豊かな「心」を育む

c　食への理解を深め「神奈川の食」に親しむ

イ　第３次計画に追加する内容

・　和食、日本型食生活の普及啓発

・　食品ロス削減に関する普及啓発

3　改定計画案の構成

(1) はじめに

(2) かながわの食をめぐる現状

(3) 神奈川県が目指す食育の方向

ア　基本理念

イ　基本方針

ウ　指標及び目標値

(4) 食育推進の施策展開

ア　施策展開の考え方

イ　食育の基本的施策

ウ　県民、団体、事業者等に期待される取組

(5) ライフステージごとのテーマと取組例

(6)　推進体制

4　計画素案に対するパブリック・コメントの状況

(1)　意見募集期間

平成29年12月20日～平成30年１月21日

(2)　意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

(3)　意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

(4) 提出された意見の概要

ア 意見件数　39件

イ 意見の内訳

区　　分	件　数
(ｱ) 計画策定の趣旨等	５件
(ｲ) 食をめぐる現状	４件
(ｳ) 県が目指す食育の方向	８件
(ｴ) 施策展開等	９件
(ｵ) 参考（第２次計画の成果と課題等）	６件
(ｶ) その他（感想・質問等）	７件
計	３９件

ウ　意見の反映状況

区　　分	件　数
(ｱ)　新たな計画案に反映しました。	９件
(ｲ)　計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	５件
(ｳ)　今後の政策運営の参考とします。	７件
(ｴ)　反映できません。	５件
(ｵ)　その他（感想・質問等）	１３件
計	３９件

エ　主な意見

(ｱ) 新たな計画案に反映した意見

・　朝食欠食が問題ならば、何故食べた方が良いのかを記しておくと、理解が進むのではないか。

・　肥満・低体重がなぜ問題かという記載があると、理解が進むのではないか。

・　「和食」と「日本型食生活」の説明をきちんと記載してほしい。

(ｲ) 新たな計画案には反映していないが、既に取り組んでいる意見

・　「共食」は共に食事するだけではなく、食事を作る、後片付けするなどの食行動も含まれる。視点を広げ多様な共食を考える必要があるのではないか。

・　問題意識として食品ロスが取り上げられているが、学校以外でも展開する必要があるのではないか。

(ｳ) 今後の政策運営の参考とする意見

・　県民の健全な食生活の実践に向け、楽しく親しみやすい文言を選ぶとよい。

・　食を楽しみ、心豊かにする取組みがあると食育をより進めやすい。

(ｴ) 反映できない意見

・　食品の安全性に関する知識は幅と量が多い。認識度を図る指標については、食品表示の知識のみにしたらどうか。

(ｵ) その他（感想・質問等）

・　県内全市町村で食育推進計画が策定され、全公立小・中学校で食に関する年間指導計画が策定されるなど、食育を推進する枠組みが大きく進展してきたことを評価する。

・　当団体でも理解を深めて、健康な食生活に向けた情報発信や食を楽しみ、心豊かにする情報発信を工夫したい。

5　素案からの主な変更点

(1)　記載内容の拡充

・　用語解説を充実させたほか、県民にわかりやすいよう、目次の中に用語解説の掲載場所(巻末)を記載した。

・　Ⅰ「はじめに」に、ＳＤＧｓの趣旨を踏まえて取り組むことを追記した。

・　Ⅱ「かながわの食をめぐる現状」に、朝食欠食、肥満、低体重のリスクを記載した。

・　Ⅲ「神奈川県が目指す食育の方向」、「３　指標及び目標値」に、新たに平成29年度の県民ニーズ調査結果を踏まえた目標値を記載した。
・　Ⅳ「食育推進の施策展開」２（１）(ｱ)「家庭での食育の推進」の、コラム「伝えていきたい日本の食文化」の中で、「和食」と「日本型食生活」の記載内容を充実させた。
・　Ⅵ「推進体制」、「５　計画の達成状況の点検及び評価」に、ＰＤＣＡサイクルの視点に基づいた検証について記載した。

６　今後の予定

平成30年３月　　計画の決定

Ⅴ　「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）」の神奈川県の結果について

1　調査の概要

（1）目的

子どもの体力・運動能力、運動習慣等の状況把握及び課題解決に向けた取組に役立てるための資料とする。

（2）調査実施期間

平成29年４月～７月

（3）調査対象

小学校第５学年、特別支援学校小学部第５学年等

中学校第２学年、中等教育学校第２学年、特別支援学校中学部第２学年等

（4）本県（政令市含む）と全国の対象校数及び児童生徒数

（全国は、公立、国立、私立学校の合計数
神奈川県は、公立学校の合計数）

小学校

対象	男子（人）	女子（人）	合計（人）	学校数（校）	１校平均（人）
全国	542,261	521,432	1,063,693	19,915	53.4
神奈川県	37,294	35,698	72,992	853	85.6

中学校

対象	男子（人）	女子（人）	合計（人）	学校数（校）	１校平均（人）
全国	522,245	500,316	1,022,561	10,384	98.5
神奈川県	30,707	29,305	60,012	404	148.5

＜参考＞県域（政令市除く）の対象校及び児童生徒数

小学校

対象	男子（人）	女子（人）	合計（人）	学校数（校）	１校平均（人）
神奈川県（政令市除く）	13,496	12,970	26,466	331	80.0

中学校

対象	男子（人）	女子（人）	合計（人）	学校数（校）	１校平均（人）
神奈川県（政令市除く）	12,545	11,943	24,488	183	133.8

2　実技に関する調査について

(1)本県(政令市含む)と全国の比較

種目〈単位〉	小学5年 男子 29年度全国平均	小学5年 男子 29年度神奈川平均	小学5年 女子 29年度全国平均	小学5年 女子 29年度神奈川平均	中学2年 男子 29年度全国平均	中学2年 男子 29年度神奈川平均	中学2年 女子 29年度全国平均	中学2年 女子 29年度神奈川平均
握力(平均)〈kg〉	16.51	16.67	16.12	16.03	28.88	28.13	23.78	23.24
上体起こし〈回〉	19.92	19.70	18.80	18.39	27.33	26.68	23.62	22.65
長座体前屈〈cm〉	33.16	33.68	37.44	38.05	43.10	41.06	45.85	43.58
反復横とび〈点〉	41.95	39.36	40.06	37.07	51.84	50.00	46.75	44.93
持久走〈秒〉(男1,500m　女1,000m)	—	—	—	—	392.30	390.38	288.06	291.31
20mｼｬﾄﾙﾗﾝ〈回〉	52.23	48.73	41.62	36.37	85.54	85.51	58.79	57.20
50m走〈秒〉	9.37	9.38	9.60	9.66	8.00	8.04	8.81	8.84
立ち幅とび〈cm〉	151.73	149.16	145.49	141.84	194.55	189.89	168.40	163.41
ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ投げ〈m〉	22.52	21.79	13.93	12.91	20.51	20.11	12.88	12.28
体力合計点〈80点満点〉	54.16	52.99	55.72	53.64	41.96	40.09	49.80	47.15

※網掛けは、全国の平均値より本県の平均値が上回っている種目。
※中学２年生の持久走と20mシャトルランは、どちらかを選択して実施。
※体力合計点とは、８種目の記録を男女別に点数化(１～10点)し、その合計点を80点満点で数値化したもの。

○【小学５年男子】握力・長座体前屈が全国平均値より高い。
○【小学５年女子】長座体前屈が全国平均値より高い。
○【中学２年男子】持久走が全国平均値より速い。

(2)本県（政令市含む）の体力合計点の推移

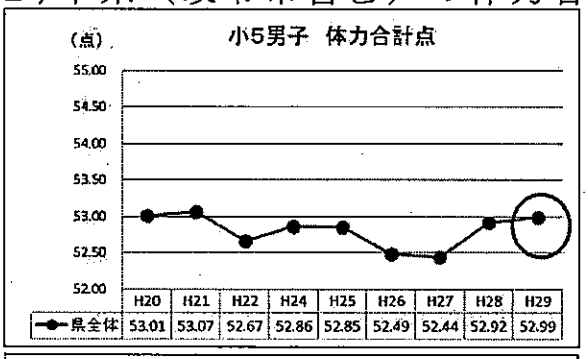

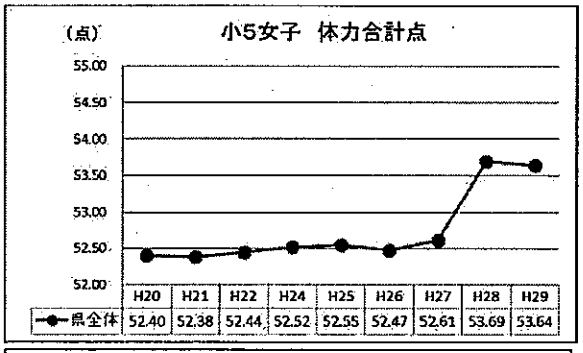

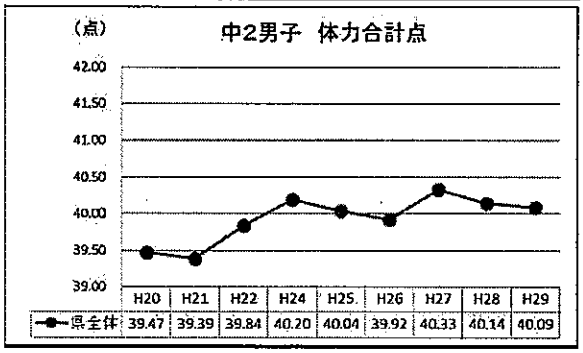

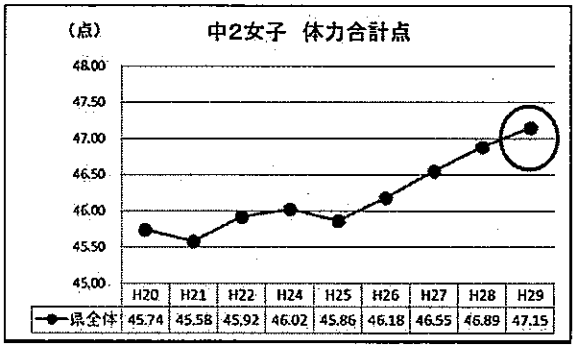

＜平成20年から平成29年までの体力合計点の推移（平成23年は未実施）＞

○【小学５年男子】【中学２年女子】体力合計点が上昇した。
○【中学２年女子】体力合計点が過去最高となった。

＜参考＞県域（政令市除く）と全国の比較

種目（単位）	小学５年 男子 29年度全国平均	小学５年 男子 29年度神奈川（政令市除く）平均	小学５年 女子 29年度全国平均	小学５年 女子 29年度神奈川（政令市除く）平均	中学２年 男子 29年度全国平均	中学２年 男子 29年度神奈川（政令市除く）平均	中学２年 女子 29年度全国平均	中学２年 女子 29年度神奈川（政令市除く）平均
握力（平均）（kg）	16.51	16.90	16.12	16.42	28.88	28.28	23.78	23.43
上体起こし（回）	19.92	19.93	18.80	18.49	27.33	26.75	23.62	22.56
長座体前屈（cm）	33.16	34.46	37.44	38.57	43.10	41.85	45.85	44.38
反復横とび（点）	41.95	39.64	40.06	37.38	51.84	50.09	46.75	44.86
持久走（秒）（男1,500m　女1,000m）	—	—	—	—	392.30	392.43	288.06	291.93
20mｼｬﾄﾙﾗﾝ（回）	52.23	48.63	41.62	36.77	85.54	85.14	58.79	56.76
50m走（秒）	9.37	9.34	9.60	9.62	8.00	7.98	8.81	8.78
立ち幅とび（cm）	151.73	148.86	145.49	142.21	194.55	191.12	168.40	164.68
ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ投げ（m）	22.52	21.70	13.93	13.52	20.51	20.17	12.88	12.56
体力合計点（80点満点）	54.16	53.41	55.72	54.34	41.96	40.62	49.80	47.82

※網掛けは、全国の平均値より本県の平均値が上回っている種目。
※中学２年生の持久走と20mシャトルランは、どちらかを選択して実施。
※体力合計点とは、８種目の記録を男女別に点数化（１～10点）し、その合計点を80点満点で数値化したもの。

○【小学５年男子】握力・上体起こし・長座体前屈・50m走が全国平均値より高い・速い。
○【小学５年女子】握力・長座体前屈が全国平均値より高い。
○【中学２年男子】50m走が全国平均値より速い。
○【中学２年女子】50m走が全国平均値より速い。

＜参考＞県域（政令市除く）の体力合計点

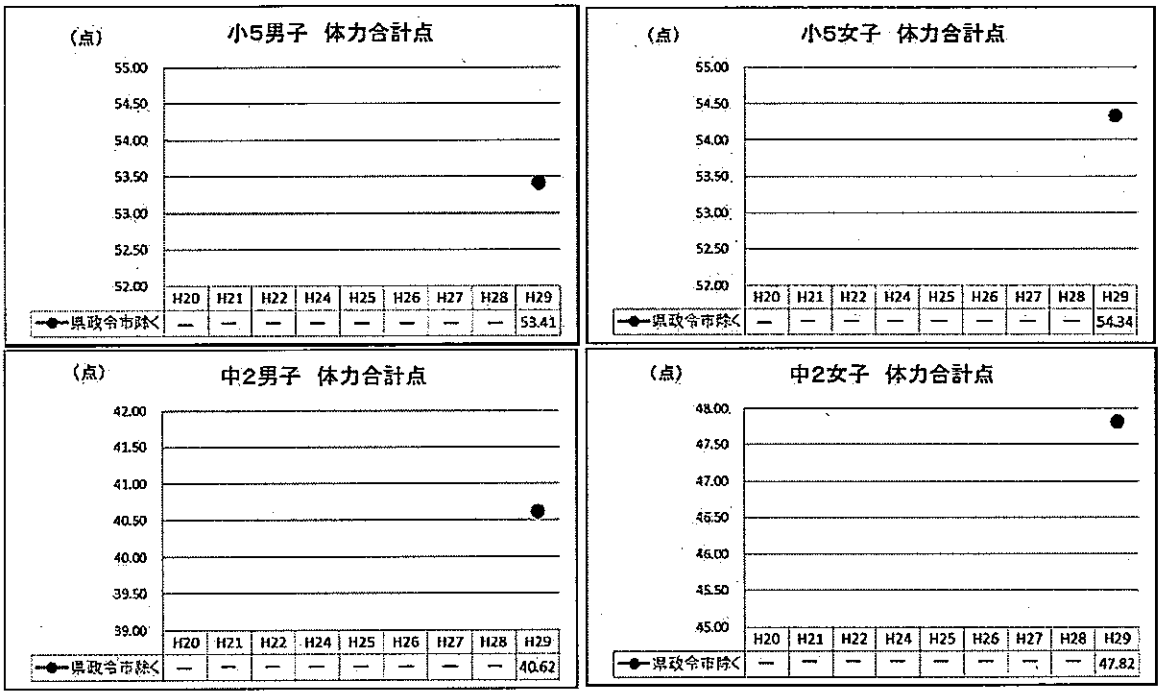

＜県域（政令市除く）の調査結果は、平成29年度から公表＞

3　質問紙調査について

(1)児童・生徒の意識調査の本県(政令市含む)と全国の比較

※網掛けは、全国平均値以上の数値。

ア　運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツが「好き・やや好き」と回答した児童生徒の割合

	小学5年男子	小学5年女子	中学2年男子	中学2年女子
全国	93.3%	87.4%	88.7%	78.5%
神奈川県	93.3%	87.9%	88.6%	78.5%

【小学5年男子】【小学5年女子】【中学2年女子】

○好き・やや好きと回答した割合が全国平均値以上であった。

イ　運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツは「大切・やや大切」と回答した児童生徒の割合

	小学5年男子	小学5年女子	中学2年男子	中学2年女子
全国	92.4%	89.2%	90.2%	84.2%
神奈川県	93.2%	90.4%	89.9%	83.6%

【小学5年男子】【小学5年女子】

○大切・やや大切と回答した割合が全国平均値以上であった。

ウ　運動部やスポーツクラブ以外で運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツをすることが「よくある・ときどきある」と回答した児童生徒の割合

	小学5年男子	小学5年女子	中学2年男子	中学2年女子
全国	81.9%	77.0%	67.2%	50.3%
神奈川県	84.4%	79.8%	68.7%	52.2%

【小学5年男子】【小学5年女子】【中学2年男子】【中学2年女子】

○よくある・ときどきあると回答した割合が全国平均値以上であった。

エ　体育・保健体育の授業が「楽しい・やや楽しい」と回答した児童生徒の割合

	小学5年男子	小学5年女子	中学2年男子	中学2年女子
全国	94.4%	90.9%	87.9%	83.0%
神奈川県	94.3%	90.7%	87.6%	81.7%

【小学5年男子】【小学5年女子】【中学2年男子】【中学2年女子】

○楽しい・やや楽しいと回答した割合が全国平均値以下であった。

＜参考＞児童・生徒の意識調査の県域(政令市除く)と全国の比較
※網掛けは、全国平均値以上の数値。

1　運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツが「好き・やや好き」と回答した児童生徒の割合

	小学５年男子	小学５年女子	中学２年男子	中学２年女子
全国	93.3%	87.4%	88.7%	78.5%
神奈川県(政令市除く)	93.7%	87.6%	88.9%	78.9%

【小学５年男子】【小学５年女子】【中学２年男子】【中学２年女子】

○好き・やや好きと回答した割合が全国平均値以上であった。

2　運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツは「大切・やや大切」と回答した児童生徒の割合

	小学５年男子	小学５年女子	中学２年男子	中学２年女子
全国	92.4%	89.2%	90.2%	84.2%
神奈川県(政令市除く)	92.7%	89.3%	89.2%	82.8%

【小学５年男子】【小学５年女子】

○大切・やや大切と回答した割合が全国平均値以上であった。

3　運動部やスポーツクラブ以外で運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツをすることが「よくある・ときどきある」と回答した児童生徒の割合

	小学５年男子	小学５年女子	中学２年男子	中学２年女子
全国	81.9%	77.0%	67.2%	50.3%
神奈川県(政令市除く)	84.2%	80.0%	67.7%	52.0%

【小学５年男子】【小学５年女子】【中学２年男子】【中学２年女子】

○よくある・ときどきあると回答した割合が全国平均値以上であった。

4　体育・保健体育の授業が「楽しい・やや楽しい」と回答した児童生徒の割合

	小学５年男子	小学５年女子	中学２年男子	中学２年女子
全国	94.4%	90.9%	87.9%	83.0%
神奈川県(政令市除く)	94.5%	90.9%	87.5%	81.4%

【小学５年男子】【小学５年女子】

○楽しい・やや楽しいと回答した割合が全国平均値以上であった。

（２）部活動に関する調査の本県（政令市含む）と全国の比較（中学校対象）

ア　運動部活動での運動実施時間平均（分）

＜中学２年生を対象とした質問紙調査の集計＞

	中学２年男子		中学２年女子	
	全国	神奈川県	全国	神奈川県
1週間合計	944.03	1057.56	955.46	1112.25

イ　学校の決まりとしての部活動の休養日設定、土日の休養日設定

＜各中学校を対象とした質問紙調査の集計＞

		全国	神奈川県
学校の決まりとしての部活動の休養日設定	週に１日	60.2%	51.6%
	週に２日	20.6%	5.3%
	週に３日以上	3.8%	1.8%
	設けていない（※）	11.2%	33.4%
	その他	4.2%	7.8%
土日の休養日設定（※）	月に１回設けている	16.7%	15.7%
	月に２回設けている	16.3%	14.5%
	月に３回設けている	7.7%	13.6%
	月に４回以上設けている	37.6%	23.8%
	設けていない	21.7%	32.3%

※「学校の決まりとしての部活動の休養日設定」について、「設けていない」と回答した学校は、「土日の休養日設定」については回答していない。

ウ　平成28・29年度運動部活動での外部指導者の活用
＜各中学校を対象とした質問紙調査の集計＞

		全国	神奈川県
平成28年度	1人	16.9%	16.9%
	2人	15.3%	20.2%
	3人	12.4%	15.6%
	4人	7.5%	10.3%
	5人以上	18.1%	14.6%
	0人	29.9%	22.4%
平成29年度	1人	15.8%	13.9%
	2人	15.2%	18.6%
	3人	12.2%	16.9%
	4人	8.2%	10.2%
	5人以上	18.9%	18.1%
	0人	29.8%	22.3%

＜参考＞部活動に関する調査の県域(政令市除く)と全国の比較(中学校対象)

1　運動部活動での運動実施時間平均（分）
＜中学2年生を対象とした質問紙調査の集計＞

	中学2年男子		中学2年女子	
	全国	神奈川県（政令市除く）	全国	神奈川県（政令市除く）
1週間合計	944.03	1070.76	955.46	1117.81

2　学校の決まりとしての部活動の休養日設定、土日の休養日設定
＜各中学校を対象とした質問紙調査の集計＞

		全国	神奈川県（政令市除く）
学校の決まりとしての部活動の休養日設定	週に１日	60.2%	53.1%
	週に２日	20.6%	6.2%
	週に３日以上	3.8%	2.8%
	設けていない（※）	11.2%	28.2%
	その他	4.2%	9.6%
土日の休養日設定（※）	月に１回設けている	16.7%	13.3%
	月に２回設けている	16.3%	14.2%
	月に３回設けている	7.7%	18.6%
	月に４回以上設けている	37.6%	24.8%
	設けていない	21.7%	29.2%

※「学校の決まりとしての部活動の休養日設定」について、「設けていない」と回答した学校は、「土日の休養日設定」については回答していない。

3　平成28・29年度運動部活動での外部指導者の活用
＜各中学校を対象とした質問紙調査の集計＞

		全国	神奈川県（政令市除く）
平成28年度	１人	16.9%	11.4%
	２人	15.3%	16.3%
	３人	12.4%	16.8%
	４人	7.5%	13.6%
	５人以上	18.1%	23.9%
	０人	29.9%	17.9%
平成29年度	１人	15.8%	8.6%
	２人	15.2%	13.9%
	３人	12.2%	17.1%
	４人	8.2%	13.9%
	５人以上	18.9%	26.7%
	０人	29.8%	19.8%

Ⅵ　ＳＮＳを活用したいじめ相談体制構築に向けた予備的調査の概要について

1　背景

近年、スマートフォンの普及に伴い、若年層の多くがＳＮＳをコミュニケーション手段として活用している。また、インターネットを通じたいじめが増加しており、その対応が課題となっている。さらに、いじめを受けて、誰にも相談できず、一人で悩む子どもたちへの対応も課題である。

こうした中で、国（文部科学省）においてはＳＮＳを活用した、いじめ等の相談（以下「ＳＮＳ相談」という）体制の構築に向けた調査研究が進められている。また、長野県は、平成 29 年９月、同県内の中高生約 12 万人を対象に、「ＬＩＮＥ」を活用したいじめ等相談の試行を行った。

そこで、本県では、ＳＮＳ相談体制構築に向け、ＳＮＳ相談の試行的実施を含む調査研究を行うため、予備的な調査を実施した。

2　調査の概要

(1) 目的

ＳＮＳ相談体制の構築に向けた、国や先行する自治体の取組を踏まえ、本県（県立総合教育センター実施）の教育相談（主に電話相談）の現状、ＳＮＳ相談と電話相談の役割分担等について考察し、平成 30 年度に実施する予定のＳＮＳ相談の試行的な実施を含む本格的調査において検証すべき課題等を整理する。

(2) ＳＮＳ相談体制の構築に向けた国や他自治体の調査研究

ア　国（文部科学省）

※　「ＳＮＳを活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（中間報告）」（平成 29 年８月 28 日）から一部抜粋

○　ＳＮＳが若年層のコミュニケーション手段として圧倒的な割合を占める中で、ＳＮＳ相談を試行的に一部の学校や地域で実施し、その結果を検証し、技法の改善を図った上で、全国展開について検討すべきである。

○　ＳＮＳ相談は、若年層にとって、日常使い慣れているコミュニケーション手段を用いることができ、文字や絵文字等を用いて自分の思いを気軽に伝えやすいとともに、スクリーンショットを用いることにより児童生徒同士のＳＮＳ上のトラブル等を正確かつ容易に相談員に伝えることができるというメリットがある。

○　ＳＮＳ相談は、音声情報を伴わないことから、相談員にとって声から推測できる児童生徒の心理状態が把握しにくいとともに、絵文字の一部は個人によって用い方が異なるため、相談員が児童生徒の気持ちを誤解するおそれがあるというデメリットもある。

イ　長野県

※　「長野県とＬＩＮＥ株式会社によるＬＩＮＥを活用したいじめ等相談の中間報告資料（平成 29 年 11 月）」から一部抜粋

(ｱ) 事業概要：平成 29 年 9 月 10 日～23 日、「ＬＩＮＥ」を活用して中高生約 12 万人を対象に実施、1,579 件のアクセスに対し、547 件に相談対応（※平成 28 年度の子どもからの年間電話相談件数 259 件）

(ｲ) 相談内容：電話相談と比べて、いじめや不登校に関する相談の割合は低く、学業・恋愛の悩みなど「その他」の相談の割合が高い。

(ｳ) 成果：「一人で悩む」子どもたちに潜んでいた「相談したい気持ち」を掘り起こした。子どもの悩みを解決可能な時期に解消し、深刻な事態に陥ることを回避できた。

(ｴ) 今後の方向性：24 時間子どもＳＯＳダイヤルの役割も踏まえ、ＳＮＳによる相談業務の本格導入に向け、国とも連携し、相談の手法を更に研究していく。

(3) 本県の教育相談の概要と電話相談の現状

ア　教育相談の概要

○　要請訪問相談（学校などの要請により、県立総合教育センター所員が出向いて相談に対応）や教員相談（児童・生徒への対応や指導等について、教員からの電話や来所による相談に対応）において、学校コンサルテーション（心理、福祉等の専門家が教員等に対して、助言等を行い、教育等を充実するもの）の充実・強化に力を入れ、校内での相談体制づくりを支援している。

○　学校コンサルテーションの一つとして、学校（管理職及び関係職員）に対して指導主事から指導・助言を行い、学校全体で取り組む学習支援体制づくりを推進している。（教科・学級経営、個別支援、支援教育それぞれの専門性を持った３人の所員が対応）

イ　電話相談の現状（24時間365日実施）

(ｱ) 相談者等：所属内訳では中学校と高等学校の生徒に関する相談が多く、相談者別では保護者からが３分の２を占める。

(ｲ) 相談内容：相談者全体では「不登校・ひきこもり」が最も多く（15.9%）、次いで「対人関係」（13.3%）、「生活」（12.8%）等となっている。中高生本人からの相談では、「いじめ」（29.3%）、対人関係（12.9%）、不登校・ひきこもり（7.6%）等となっている。

(ｳ) 相談時間：電話相談は１人１回につき30分以内（相談が延びて30分を超えることも多くある。）

(ｴ) 利点：悩みを持った保護者の受け皿となっている。音声による応対を通じ、相談者から相談員には詳細な相談内容や相談者の真意等が伝わりやすく、相談員から相談者には具体的な対応方法が伝わりやすいことから、深い相談に適していると考えられる。

(ｵ) 課題：保護者からの相談に比べて子ども本人からの相談件数が少ないことから、子ども本人が相談する際の敷居が高いことが考えられる。音声を通して相談員の性別や話しぶりなどの微妙な違いが伝わることにより、相談者が話しやすい相談員を指定してくるため、該当する相談員が不在で相談できないことがある。

(4) 電話相談とＳＮＳ相談の役割分担

○　電話相談は、深い相談に適したツールである一方、ＳＮＳ相談は、比較的軽微な内容の相談に適したツールである。

○　ＳＮＳ相談で深刻な内容や緊急性の高い相談を受けた場合は、コミュニケーションの取りやすい電話相談や来所相談に結び付けることが必要である。

○　いずれの相談についても、教育相談の枠組みの中で、生徒の支援に向けた取組の一環に位置付け、学校との連携を図ることが重要である。

(5) 相談・通報に用いるアプリの比較

○　アプリの普及度や対応の即時性等を勘案すると、「ＬＩＮＥ」が生徒にとって最もアクセスしやすいアプリと考えられる。

(6) ＳＮＳ相談の試行的な実施を含む調査研究について

ア　実施体制

県教育委員会が、いじめ防止対策推進法に基づき設置している「いじめ防止対策調査会」に諮問し、調査を実施する。

イ　ＳＮＳ相談の試行的な実施概要

国の補助事業を活用し、中高生約５万５千人を対象として、平成30年９月をめどに２週間試行的に実施する。

ウ　検証すべき課題

(ｱ) 生徒の相談ニーズ…本県における中高生のＳＮＳ相談へのニーズを把握する。

(ｲ) ＳＮＳ相談の効果…ＳＮＳ相談がどの程度、中高生の悩みの解消につながったか検証する。

(ｳ) 相談技法…ＳＮＳの特性に応じた相談技法はどうあるべきか検証する。

(ｴ) 事業化のあり方…実施機関、手法、対象、期間（時間）、財源等のあり方について検討する。

(ｵ) 学校との連携方法…相談内容を分析し学校での生徒指導・教育相談への活用方策について検討する。

(ｶ) 緊急事案への対応…深刻な内容の相談の電話相談等への移行方法について検討する。

エ　試行的な実施に当たっての留意点等

○　相談アクセスに対して早めに対応できるよう相談員等の体制を確保する。

○　相談内容のインターネットへの流出にも備え丁寧な対応を行う。

3　今後の予定

平成30年４月　「いじめ防止対策調査会」に諮問
　　９月　ＳＮＳ相談の試行的実施
　　10月　生徒への追跡アンケート実施
　　11月　中間報告
平成31年３月　「いじめ防止対策調査会」の答申

Ⅶ　川崎図書館の今後の運営等に係る見直しについて

1　休館日等の見直し

(1)　概要

川崎図書館は、「ものづくり技術を支える機能」に特化した図書館として移転することから、利用者のニーズや利便性を考慮し、「休館日」及び「利用時間」の見直しを検討している。見直しに当たって、「神奈川県立の図書館の利用等に関する規則」（以下「図書館利用規則」という。）の改正案について、次のとおり、パブリックコメントを実施した。

【参考】主な見直し内容（改正案より抜粋）

休館日	現　行	月曜日（祝日を除く）
	変更案	日曜日
利用時間	現　行	午前９時から午後７時まで （土曜日、日曜日及び祝日は午後５時まで）
	変更案	午前９時30分から午後７時30分まで （土曜日及び祝日は午後５時30分まで）

(2)　パブリックコメントの実施

ア　実施期間　　平成29年12月25日(月)から平成30年１月23日(火)まで

イ　周知の方法

(ｱ)　県の窓口による配架

県政情報センター、各地域県政情報コーナー、生涯学習課

(ｲ)　県のホームページによる情報提供

ウ　意見の提出方法

フォームメール、ファクシミリ、郵送

エ　実施結果

(ｱ)　意見の提出件数　89件

（フォームメール88件、ファクシミリ１件、郵送０件）

(ｲ)　意見内容の概要

区分	件数
案に賛成するもの	75件
案に反対するもの	３件
その他（要望・質問等）	11件
合計	89件

(ｳ)　寄せられた主な意見

a　案に賛成するもの

(a)　移転に伴い、「ものづくり技術を支える機能」に特化した図書館として再スタートするにあたって、その機能に見合った形で、休館日や利用時間を変更することに賛成である。

(b)　休館日や開館時間は、利用者本位であると理解している。

(c)　月曜日開館に賛成。市民図書館とは違う専門図書館であってほしい。

b　案に反対するもの

(a)　このたびの規則改正（案）等では、「ものづくり技術を支える機能」に特化した図書館として利用者ニーズに応えるとある。これでは、神奈川県立図書館条例の一般公衆の利用に供する目的に合わなくなる。

(b)　県立の図書館から市民を遠ざけるもので、市民のものと考えられず、県立の図書館の性格、方向性、方針、存在理由を危うくするものである。

2　内部組織の見直し

(1)　趣旨

移転前の川崎図書館では、科学技術資料、産業資料及びビジネス支援資料などを異なるフロアで提供していたため、科学情報課と産業情報課をそれぞれ設置していたが、かながわサイエンスパーク（ＫＳＰ）への移転に伴い、今後は、当該資料等をワンフロアで一体的に提供することが可能となったため、所管する二課を統合することで、県民サービスの向上や業務運営の効率化を図っていく。

(2)　見直しの概要

「神奈川県立図書館組織規則」（以下「図書館組織規則」という。）の一部を改正し、「科学情報課」を「企画情報課」に改め、「産業情報課」を廃止し、両課の機能を「企画情報課」に統合する。

新（案）	旧
管理課	管理課
企画情報課 ←	科学情報課
（廃止） ←	産業情報課
資料整備課	資料整備課

【参考】

県立図書館の内部組織について、情報発信機能の強化等を図るため、次のとおりの見直しを併せて行う。

新（案）	旧
管理課	管理課
広報・生涯学習推進課	生涯学習サポート課
企画協力課	企画協力課
調査閲覧課	調査閲覧課
地域情報課	地域情報課
図書課	図書課
情報整備課	情報整備課

3　今後の予定

平成30年３月22日	「図書館利用規則」及び「図書館組織規則」の一部改正案について、県教育委員会３月臨時会に付議
４月１日	両規則施行
５月中旬	開館

Ⅷ　民俗芸能の記録保存調査について

1　経緯

本県では、昭和20年代半ばから昭和40年代にかけて民俗芸能記録保存調査を、平成15年度から17年度には、神奈川県民俗芸能緊急調査をそれぞれ実施したが、その後、本格的な記録保存調査は実施していなかった。

県教育委員会では、担い手の減少等により、貴重な民俗芸能が後世に継承できなくなるおそれがあることから、改めて本格的な記録保存調査を実施する必要性があると考え、専門家の御意見等を伺いながら、民俗芸能の記録保存調査の対象や実施方法等について検討を進めてきた。

そこで、平成30年度から当該調査を行うこととしている。

2　目的

地域の貴重な民俗芸能が失われないよう、現状等を記録する「記録保存」を行うことにより、県内の民俗芸能の保存・継承の基礎資料とするとともに、本調査において当該芸能の特色を明らかにすることで、神奈川の歴史や文化に対する関心を高め、県民の郷土に対する愛着を育む。また、インターネットなどを通じて広く公表することで、研究者による比較研究への活用など、学術的な調査・研究活動の一助とする。

3　調査方法等

神奈川県教育委員会を事務局として次の委員会を設置し、調査を実施する。調査結果については民俗芸能ごとにとりまとめ、報告書等を作成し、公表する。

(1)　神奈川県民俗芸能記録保存調査　企画調整委員会（学識経験者４名程度。以下「企画調整委員会」という。）

記録保存調査についての全体方針や進行管理についての助言機関（平成29年７月６日設置済）

(2)　「(民俗芸能名称)」現地調査委員会（学識経験者等10名程度）

企画調整委員会による指導・助言の下で、現地に入り実際に調査を実施する組織として、調査対象となる民俗芸能ごとに設置する。構成員は学識経験者をはじめ、民俗芸能等に詳しい者、地元市町村職員等とする。

4　調査対象候補

県が主体となって実施する調査対象については、企画調整委員会の意見をもとに、以下の民俗芸能を調査対象候補に選定し、優先度の高いものから順次調査を実施する。

名称	伝承地
飴屋踊り、万作踊り	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、三浦市、秦野市
鹿島踊	小田原市、真鶴町、湯河原町
相模人形芝居	平塚市、小田原市、厚木市、南足柄市
ささら踊り	藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市
里神楽	横浜市、相模原市、三浦市、厚木市
一人立ち三頭獅子舞	横浜市、川崎市、相模原市、愛川町
湯立神楽	横浜市、鎌倉市、藤沢市、三浦市

5　調査実施対象

調査対象候補の中でも、記録の状況、伝承者や後継者の状況からみた緊急性、希少性等から判断し、最も優先度が高い「鹿島踊」について、平成 30 年度から 3 年程度かけて調査を実施する。

（スケジュール）

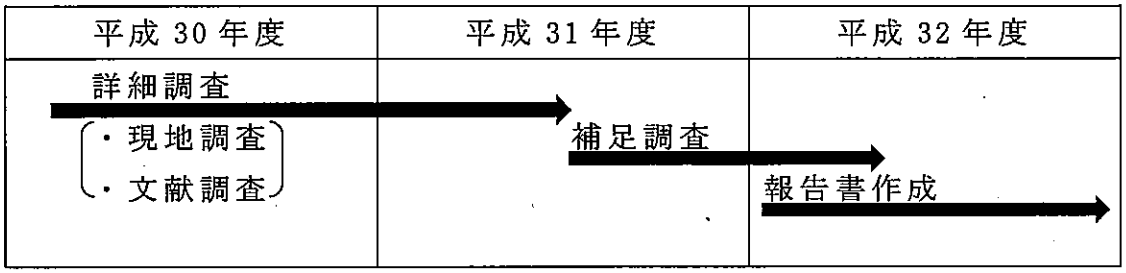

6　市町村との連携・協力

所管地域の民俗芸能についての現状確認や保存団体との連絡調整のほか、個々の記録保存調査について、県と市町村が相互に連携・協力しながら実施する。